

松山市中小企業等応援金制度で 市内事業者を応援します！

感染症拡大に伴う飲食店の営業時間短縮や不要不急の外出・移動の自粛等により、事業収入(売上)が大きく減少する中、感染拡大を予防しながら事業継続に取り組む中小企業者や個人事業主等を支援するため、「応援金」を給付します。

■ 応援金額 法人 **20万円** 個人事業主 **10万円**

※国の支援金（一時支援金または月次支援金 ※申請要領参照）と本市の応援金は併給できません。売上が50%以上減少しているなど、国の支援金の受給要件を満たす場合は、本市の応援金よりも給付額が大きくなる可能性がありますので、事前にご検討の上、申請してください。

■ 対象事業者

- 令和3年5月1日時点で松山市内に本社・本店を有する中小企業者及び松山市内に住所を有する個人事業主
 - 令和3年1～5月のいずれかの月の事業収入が、平成31(令和元)又は令和2年の同月と比較して**30%以上減少**していること。ただし、前年同月比較を行うことができない新規創業者については、次のいずれかによる。
 - ◆ 令和2年5月2日～12月31日の間に創業した事業者
令和3年1～5月のいずれかの月の事業収入が、法人設立日又は開業日を含む月～令和2年12月の間で平均した事業収入と比較して**30%以上減少**していること ※設立又は開業した月は、操業日数に関わらず1月とみなす
 - ◆ 令和3年1月1日～4月30日の間に創業した事業者
令和3年1～5月のいずれかの月の事業収入が、創業時の事業計画等で想定していた令和3年1～5月の同月の事業収入と比較して**30%以上減少**していること。
 - 平成31(令和元)年又は令和2年の1～5月を含む年間売上が、法人**240万円以上**、個人事業主**120万円以上**であること。ただし、創業者についてはこの規定を免除される。
 - 厳しい経営環境を乗り越え、将来に向かって効果が持続するよう新型コロナウイルス感染症の対策に取り組んでいること。
 - 応援金の給付を受けた後にも事業を継続する意思があること。
- ※中小企業者とは、
- (1) 中小企業基本法第2条各号に規定する者
 - (2) 会社以外の法人にあっては、出資の総額が3億円以下である者(出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が300人以下である者)
- ※その他要件等については、[申請要領](#)で確認してください。

申請手続について（申請に関する詳細は、裏面をご覧ください）

申請受付期間

令和3年6月1日(火) ～ 令和3年8月31日(火)

申請方法

オンライン(WEB)、窓口、郵送のいずれかの方法

お問い合わせ先

松山市中小企業等応援金コールセンター

TEL : 089-909-7182、080-2853-(1232・1233・1234・1235・1236)

受付時間：9時00分～18時00分（土日祝も受付）

申請書類

1. 松山市中小企業等応援金申請書【様式第1号】

- ◆法人用と個人事業主用がありますのでご注意ください。
- ◆申請事業者名欄には、ゴム印を使用しないでください。
- ◆各申請書類に記載する所在地、名称、代表者役職・氏名は全て統一してください。
- ◆氏名の訂正はできません。

2. 誓約書【様式第2号】

- ◆代表者の欄は、必ず自署。 ※法人でゴム印を使用する際は、必ず代表者印を押印

3. 対象月の事業収入(売上)が確認できる書類

- ◆各事業者で作成している確定申告の基礎資料となる「売上台帳」等の写し

4. 比較対象月の事業収入(売上)月額が確認できる書類

【法人】

- ◆対象月を含む「法人税確定申告書(別表1)」の控えと「法人事業概況説明書」の控え

【個人事業主】

青色申告の方

- ◆比較対象月を含む「所得税確定申告書(申告書B)第一表」の控えと「青色申告決算書」の控え

白色申告の方

- ◆比較対象月を含む「所得税確定申告書(申告書B)第一表」の控え

確定申告をしていない方

- ◆比較対象月を含む「市・県民税申告書」の控え

《注意点》

※確定申告書の控えは、税務署の受付印、受付日時の印字、税理士等の証明印のいずれかがあるものを提出してください。
(青色申告会の受付印のみでは不可)

※市・県民税申告書の控えについては、市役所の受付印、受付日時の印字があるものを提出してください。

※電子申告(e-Tax)で提出した場合は、提出した確定申告書の控えと受信通知の写し(電子申告申請書等完了報告書)の2点を提出してください。

5. 令和3年5月1日時点の住所地を確認する書類

- ◆法人：履歴事項全部証明書 ※申請日より3か月以内に発行されたもの
- ◆個人事業主：住民票(異動履歴が記載されたもの) ※申請日より3か月以内に発行されたもの

6. 本人確認書類の写し

- ◆法人代表者又は個人事業主本人の運転免許証、パスポート、保険証等の書類

7. 応援金の振込先口座の通帳の写し

- ◆通帳のオモテ面、通帳を開いた1, 2ページ目の両方の写し
- ◆インターネットバンキングの場合は、口座情報を確認できるサイトページ画面の写し

申請先

オンライン(WEB) : <http://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/sangyo/chusyoukigyou/ouenkin.html>

窓口 : 松山市役所11階 大会議室 (松山市二番町4丁目7-2)

※開設日時 : 令和3年6月1日(火)~令和3年8月31日(火)【平日のみ】 8:30~17:15

郵送 : 〒790-8571 松山市二番町4丁目7-2 松山市役所別館4階 地域経済課分室

※封筒表面に赤字で「中小企業等応援金 申請書在中」と記載してください。

